

「経済危機対策」における主な取組（「雇用対策」関連）

平成21年度補正予算 約2.5兆円

I 雇用維持対策（雇用調整助成金の拡充等）

6,066億円

- ・派遣労働者を含む労働者の解雇等をしない場合の助成率の上乗せ
- ・残業を大幅に削減し、解雇等をしない場合を助成対象に追加
- ・大企業に対する教育訓練費の引上げ
- ・1年間の支給限度日数(200日)の撤廃
- ・必要額の確保

II 再就職支援・能力開発対策

○「緊急人材育成・就職支援基金」による総合的な支援

7,000億円

- ・雇用保険を受給していない者を対象に職業訓練を抜本的に拡充し、訓練期間中の生活保障のための「訓練・生活支援給付」の実施
- ・中小企業等の人材ニーズを踏まえた、十分な技能・経験を有しない求職者に係る実習雇用・雇入れの支援
- ・介護、ものづくり分野などについて、事業主団体等と連携した職場体験や職場見学の実施
- ・長期失業者や住宅を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者への委託による再就職支援、住居・生活支援

○職業能力開発支援の拡充・強化 145億円

- ・職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援の拡充
- ・民間教育訓練機関等への委託訓練について実施規模の拡大、託児サービスの提供等

○ハローワーク機能の抜本的強化 265億円

- ・ハローワークの人員・組織体制の抜本的充実・強化

III 雇用創出対策

- ・緊急雇用創出事業(基金)の積み増し等 3,000億円

IV 派遣労働者保護対策、内定取消し対策等

○派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等

- ・派遣先による中途解除に伴う損害の賠償の確保
- ・派遣元による労働基準法の遵守・派遣先の確保
- ・製造業務派遣に対する重点監督の実施
- ・派遣会社に関する資産、現金・預金等の許可要件の厳格化

○内定取消し対策等 76億円

- ・内定取消し企業についての企業名公表の実施
- ・未内定学生等対象の就職面接会の実施等
- ・育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いに対する適切な対応
- ・未払賃金立替払の請求増加への対応

○障害者の雇用対策 5.5億円

- ・障害者に対する雇用調整助成金の助成率の引き上げ
- ・公的機関において就労経験を積む「チャレンジ雇用」の拡大
- ・ハローワークの障害者専門支援員の増員

○外国人労働者への支援

緊急人材育成・就職支援基金 7,000億円の内数+16億円

- ・通訳・相談員の増配置など相談・支援機能の強化
- ・我が国で引き続き就労することを希望する日系人に対する日本語能力を含む就労準備研修の実施
- ・帰国を希望する日系人離職者に対する家族を含む帰国支援
- ・外国人研修生・技能実習生に対する帰国支援

V 住宅・生活支援等

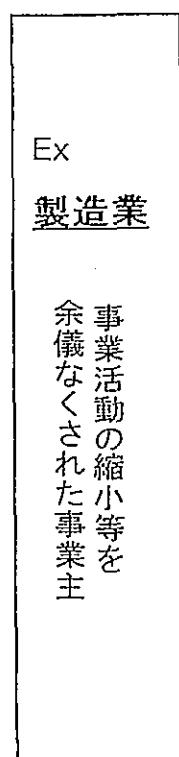
○住宅・生活支援 1,704億円

- ・雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等

緊急人材育成・就職支援基金の概要

7,000億円

- 雇用保険を受給できない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、今後3年間、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施。



ハローワーク
ニーズや状況に応じて
求職者の送り出し

緊急人材育成・就職支援基金

1 職業訓練、訓練期間中の生活保障

約4,820億円

① 職業訓練の拡充 (35万人)

- 新規成長や雇用吸収の見込める分野(医療、介護・福祉等)における基本能力習得のための長期訓練
- 再就職に必須のITスキル習得のための訓練

② 訓練期間中の生活保障 (30万人)

- 訓練を受講する主たる生計者に対して、訓練期間中の生活費を給付
(単身者:月10万円、扶養家族を有する者:月12万円)
- 希望者には貸付を上乗せ
(単身者:月5万円まで、扶養家族を有する者:月8万円まで)

2 中小企業等における雇用創出

約1,620億円

① 実習型雇用・雇入れの助成 (7万人)

- 新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者を実習型雇用により受け入れる中小企業等に対し助成
(実習型雇用:1人月10万円、雇入れ:1人100万円)

② 職場体験等を通じた雇入れの助成 (2万人)

- 介護・ものづくり分野等において、職場体験、職場見学を通じて求職者を雇い入れる中小企業等に対し助成
(職場体験の受入:1人10万円、雇入れ:1人100万円)

3 長期失業者等の再就職支援

約380億円

① 長期失業者に対する再就職支援 (3万人)

- 長期失業者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・再就職先の開拓・セミナーの実施等)や就職後の定着支援を実施

② 就職活動困難者に対する再就職及び住居・生活支援 (1万人)

- 住居を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・セミナーの実施等)と住居・生活支援(住居の提供、生活・就職活動費の支給)を併せて実施

※ 1~3のほか、帰国を希望する日系人、研修・技能実習生への帰国支援を実施